

(別紙1)

平成29年9月29日

民事部（総括）主任書記官 殿（20部，21部及び知財部を除く。）

民事首席書記官 石 井 利 幸

判決書写しの提出について（事務連絡）

法律雑誌社等への便宜供与のため、対席判決の判決書の写しについて、平成4年11月15日及び平成22年6月3日付け当職事務連絡「判決書写しの提出等について」に基づき、民事訟廷庶務係に提出していただいているところですが、下記のとおり取扱いを改めましたので、今後は、これによってください。

記

1 提出対象となる判決書

当月処理のなされた第三者閲覧に供することのできる対席判決（ただし、公示送達事件及び自白事件を除く。）

閲覧等制限の申立てがされている判決書は対象とならないが、閲覧等制限決定が確定している場合には、各部において、記録保管ルールに則り、マスキングした判決書が対象となる。

ただし、性犯罪及びDV事件等に関する損害賠償請求訴訟等であって、それまでのマスコミによる報道の状況やインターネットによる情報伝達の内容等を踏まえると、判決書の記載内容が法律雑誌を通じて公にされることにより、加害行為や被害の状況等が明らかになり、それにより当事者に著しい被害を与える蓋然性があるなど、判決書を公開すること自体が当事者等に回復困難な被害を与える事件であると担当部において判断した事件の判決書については、提供対象から除くものとする。

(別紙1)

## 2 民事訟廷庶務係への提出等

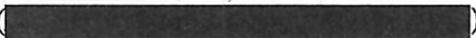
### (1) 民事判決書集の作成

各部において、当月処理された1記載の提出対象となる判決書の写し各1通をとりまとめ、「民事判決書集」に綴る。

### (2) 民事判決書一覧の作成

(1)で作成した民事判決書集に編綴された判決書写しについて、その提出を受ける民事訟廷庶務係と各部との間で情報を共有する便宜のため、別紙様式による「民事判決書一覧」を作成し、同一覧記載の判決書写しが法律雑誌社等への便宜供与が可能であることについて、部内決裁を行う（主任書記官及び部総括裁判官は、同一覧の所定の箇所に押印する。）。

### (3) 庶務係への提出

各部は、以下を翌月15日までに民事訟廷庶務係（電子データは、民訟メーリングリスト（））に提出する。

ア 民事判決書集 (1)で作成したものの冒頭に(2)で作成した民事判決書一覧の写しを編綴する（複数の分冊になる場合は、全ての分冊に同一覧の写しを編綴する。）。

イ 民事判決書一覧 (2)により決裁を受けたものを提出するほか、電子データも送信する（この際には、ファイル名を  
とする。）。

## 3 提出後に閲覧等制限の申立て等があった場合の措置

### (1) 民事訟廷庶務係への連絡

民事訟廷庶務係に判決書の写しを提出した後、閲覧等制限の申立て又はその他の事情により当該判決の一部でも第三者による閲覧を制限する必要性が生じた場合には、直ちに民事訟廷庶務係に連絡する。

### (2) 民事訟廷庶務係の対応

民事訟廷庶務係は、(1)により部から連絡があった場合には、民事判決書一覧

(別紙1)

を参照の上、当該判決書写しを検索し、直ちに同写しを民事判決書集から外し、同判決書集に編綴された民事判決書一覧写しの該当部分に斜線を引いた上、各部から送信された同データの備考欄に「○. ○. ○閲覧等制限申立てにより貸出不可」等の情報を入力する。

(3) 各部の対応

閲覧等制限の申立てについての裁判が確定した場合には、各部の判断により、第三者による閲覧可能な判決書写し（閲覧等制限決定の場合には、事件記録に編綴されるマスキングのされた判決書。却下決定の場合には、当該判決書。）を1以降の手續に従って再度提出する。

(別紙2)

別紙様式

部総括 裁判官	主任書記官
印	印

### 民事判決書一覧 (※言渡期日順に整理する。)

平成29年◎月分

民事◎◎部

	事件番号(併合事件の場合は、「ほか」との表記可)	言渡期日	閲覧等制限の 申立ての有無	備考 (閲覧等制限の確定結果等)
記載例 1	平成 29 年 (ワ) 第 ◎◎◎◎ 号	H29.〇.〇	有	H29.〇.〇認容確定 マスクング済み
記載例 2	平成 29 年 (ワ) 第 〇〇〇〇 号	H29.〇.〇	有	H29.〇.〇却下確定
記載例 3	平成 29 年 (ワ) 第 △△△△ 号	H29.〇.〇	有	H29.〇.〇取下
1	平成 年 (ワ) 第 号			
2	平成 年 (ワ) 第 号			
3	平成 年 (ワ) 第 号			
4	平成 年 (ワ) 第 号			
5	平成 年 (ワ) 第 号			
6	平成 年 (ワ) 第 号			
7	平成 年 (ワ) 第 号			
8	平成 年 (ワ) 第 号			
9	平成 年 (ワ) 第 号			
10	平成 年 (ワ) 第 号			
11	平成 年 (ワ) 第 号			
12	平成 年 (ワ) 第 号			
13	平成 年 (ワ) 第 号			
14	平成 年 (ワ) 第 号			
15	平成 年 (ワ) 第 号			
16	平成 年 (ワ) 第 号			
17	平成 年 (ワ) 第 号			